

第2節

世代を超え楽しく安心して暮らしやすいまち

生涯を通じた健康づくり施策の拡充

【現状と課題】

高齢化が進み、介護費や医療費の更なる増加が見込まれています。社会保障制度が持続可能なものとなるよう健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図る必要があります。

有田町の主要な死亡原因は、がんと心血管疾患です。その早期発見、早期治療のためには、まず町民一人ひとりが、健診を受診する行動をとることが重要です。

要介護の原因となり、かつ高額な医療費を要する心血管疾患は、高血圧や糖尿病など日々の生活習慣の積み重ねの結果で引き起こされます。若い頃から健康づくりに対する意識の高揚を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に努める必要があります。

町民の健康づくりを推進していくため、健康に有益な行動変容に取り組めるよう個人を支援するだけでなく、地域、関係機関、行政等が連携し、地域での世代を超えた健康づくり体制の充実を図る必要があります。

現代社会はストレス過多の社会であり、価値観の多様化が進む中、誰もが心の健康を損なう可能性があります。自分自身及び周囲の人々の心の健康に関心を高める必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 生活習慣病予防対策の充実

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 健康づくり啓発活動の推進

生活習慣病は長年の生活習慣の積み重ねにより、自覚症状もなく発症します。しかし、健康的な生活習慣の定着により、**メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）**をはじめとした生活習慣病の予防が可能であることが明らかになってきています。

このため、広報や各種保健事業などを通じて生活習慣病予防についての情報提供を行い、健康づくりの意識の啓発、知識の普及を図ります。

(2) 健康診査推進体制の充実

健康診査の受けやすい体制づくりとともに、健康診査及び健診結果の**フィードバック**の充実により、疾病の発症予防及び早期発見、早期治療を推進します。

また今後も、国立循環器病研究センターとの共同による健康フロンティア事業の取り組みにより、生活習慣病の予防施策の充実を図ります。

(3) 運動習慣の確立及び推進

生活習慣病の予防、健康の保持・増進に運動習慣の確立は重要です。生涯学習事業との連携により、日常生活の中で運動を積極的に取り入れるよう意識の啓発を行うとともに、運動しやすい環境整備に努めます。

(4) 栄養・食生活改善推進事業の充実

生活習慣病予防のための食生活改善

若年者の生活習慣病の発症が問題になっています。早い時期から「食」に対する知識と選択する力を養うために、健康教育、栄養指導を充実し食生活改善に積極的に取り組みます。

食生活の改善・肥満予防などに努めることで、メタボリックシンドロームをはじめとした生活習慣病の発症予防につなげます。

食育の推進

食生活の基本は、家庭での実践が必要です。家庭における食育を促すためには、保育所や認定こども園、学校、地域が一体となって取り組みを進めながら、家庭での実践を呼びかけます。

町では食育基本計画をもとに、料理教室などの普及啓発活動を通じて、健康的な生活習慣の定着を推進します。

2 心の健康づくり対策の充実

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 心の健康づくり事業の推進

複雑多様化する現代社会において、ストレスを感じる機会も多くなり、心の病などを引き起こす原因ともなっています。このため、心の健康づくりに関する知識の普及啓発とともに、専門機関との連携により精神保健の相談支援体制の充実に努めます。

3 健康づくり支援対策の充実

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 健康づくり団体の育成と活動支援

健康づくりは各人が主体的に取り組むものです。住民が主体となって健康づくりに取り組むよう、健康づくりに関心をもっている個人や少人数のグループを育成・支援し、組織化を図ります。食生活改善推進協議会などの健康づくり団体の組織強化を図り、活動を支援します。

(2) 健康づくり支援体制の推進

伊万里有田共立病院、医師会及び歯科医師会、伊万里保健福祉事務所など、地域の保健・医療関係機関及び地域の各種関係団体との連携により、健康づくりの支援体制の推進を図ります。

[主な成果の目標指標]

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
特定検診受診率	%	61	63	65
メタボリックシンドローム	%	12	11	10
メタボリックシンドローム予備軍	%	17	16	15
週3回以上朝食を抜いている者	%	8	8	7

1回30分以上運動をしていない者	%	55	53	50
タバコを吸っている者	%	14	14	13

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・自らの健康づくりに関心を持ちます。
- ・規則正しい生活習慣とバランス（つりあい）のとれた食生活を心がけます。
- ・個人の目標を立てて、習慣化するように努めます。
- ・町が行う検診案内に目を通し、隣近所誘いあって、年1回は必ず受診します。
- ・妊婦や子どもの前ではタバコは吸いません。
- ・吸うタバコの本数を徐々に減らすよう努力します。
- ・休肝日を週2日は設けます。
- ・毎食後、歯磨きをする習慣づけを行います。

地域・団体・企業の役割

- ・地域・団体・職場の健康づくりに関心を持ちます。
- ・地域の行事は、伝統的食材を使い郷土食やスローフード運動に取り組みます。
- ・健康づくり団体活動を推進します。
- ・集会等での禁煙・分煙を推進します。

行政の役割

- ・健康に関するさまざまな情報を積極的に提供します。
- ・各種健康教育や検診・健康相談体制を充実させます。
- ・健康づくり支援体制の確立を図ります。
- ・食育を推進します。
- ・施設設備の充実を図ります。
- ・精密検診未受診者の受診勧奨を徹底し、検診の適正受診と有効活用に努めます。
- ・各機関の連携により公共施設での禁煙・分煙を推進します。
- ・8020運動を推進します。

福祉施策の拡充

【現状と課題】

高齢者や障がい者などに対する社会福祉や介護の現状は、施設での生活から在宅での生活へ移行する傾向にあります。住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築を進め、住民と行政、地域・団体・企業が、お互いの役割を認識して協働による地域福祉を推進し、地域で支え合いながら共に生きることができるよう環境を整備していくことが課題となっています。

誰もが基本的人権を持つ一人の人間として尊重され、不利益を被ることなくいきいきと生活したいと願っています。身近な地域での福祉活動を円滑に進められるよう、ノーマライゼーションの考え方を基本とした福祉サービス、介護サービスの充実や、利用しやすい道路や公共施設の整備を行い、高齢者や障がい者などを支える物心両面の環境整備を図る必要があります。

在宅で高齢者や障がい者などが切れ目のない支援が受けられるよう、保健や医療機関、福祉施設等との更なる連携による支援体制の構築を目指す必要があります。

各種福祉施設については、地域の実情やバランスを考慮しながら、既存施設の有効活用と機能の充実を図り、多様化・高度化する福祉ニーズに対応していく必要があります。

支える側の育成を目指し、地域や住民活動団体などが行う福祉活動への支援及びこれらの活動のネットワーク化、住民ボランティアなどの人材育成など、多様な福祉施策の包括的な実施が求められています。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 共に生きる社会づくり

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 啓発、情報の発信

住民の福祉に対する理解を深めるため、ノーマライゼーションの社会を目指し、福祉施策の情報を発信し、住民に対し啓発を図ります。

広報等による情報の発信

福祉に関する学習機会の充実

2 地域福祉の充実

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 地域福祉の推進

民生委員・児童委員・ボランティア団体・社会福祉協議会などとの連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。

情報の共有化

福祉サービスの充実

連絡体制の強化

(2) 福祉ボランティアの育成

ボランティア活動の普及と団体や指導者の育成に努めます。

ボランティア教室の開催や研修会への参加・普及の支援

社会福祉協議会との連携

(3) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立の促進を支援します。

生活困窮者の早期発見・把握

庁内連携体制の構築

支援ネットワークの構築

地域づくり（理解・協力・支援）

3 高齢者福祉の充実

[主な担当課：健康福祉課]

団塊の世代が75才以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介

護、予防、住まい等の生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(1) 健康と生きがいづくりの推進

身近なところで生きがいづくりや健康づくりが実現できる場の確保と、社会参加を促します。

- 老人クラブ活動の支援
- シルバー人材センターの支援
- 生涯学習等への支援
- ボランティア活動の支援
- 健康トレーニング等への参加支援

(2) 在宅福祉の充実

在宅高齢者に対し、生活支援コーディネーター（まとめ役）を配置し、自立、互助、互助の精神をはぐくみ、介護予防生活支援事業の充実を図ります。

- 在宅高齢者の支援団体等に対する支援
- サロン（談話）活動の充実
- 移送・買い物支援サービスの充実
- 緊急時等の相互連絡体制の整備
- 高齢者の権利擁護の推進

(3) 認知症施策の推進

認知症の早期発見に努め、適切な支援サービスにつなげます。

- 認知症（軽度認知障害も含む）の早期発見
- 認知症相談体制の強化
- 認知症地域推進員の活用
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症カフェの設置

(4) 医療と介護の連携推進 隆

地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療と在宅介護の連携を推進します。

- 在宅医療介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 医療介護関係者の情報共有

4 障がい者福祉の充実

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 生活環境の整備

安心して生活ができる環境づくりに向けて、関係機関と連携しながら、**バリアフリ**

ー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

生活環境整備の支援

公的施設等の整備推進

(2) 自立生活の支援

行政・障がい者各福祉団体・福祉専門機関・医療機関などの連携を深め、障がい者の地域活動への支援体制の整備を推進し社会参加に必要な支援を行ないます。

働く場の確保支援及び推進

地域社会との交流の推進

(3) 差別の解消

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、事業者等に対し積極的に助言等の働きかけを行います。

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

【主な成果の目標指標】

項 目	単 位	平成 2 8 年度 (実績)	平成 3 4 年度 (目標)	平成 3 9 年度 (目標)
住民主体での高齢者等の通いの場の創設	箇所	2 9	3 5	4 0
認知症サポーター数	人	7 8 8	1 , 0 0 0	1 , 2 0 0

【協働による推進体制】

住民の役割

・広報や回覧板などをよく読み、福祉情報の把握に努めます。

- ・福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、定年退職後にも地域に貢献できる活動に積極的に参加します。
- ・福祉への理解を深め、身近で困っている人へ支援や地区行事等への社会参加を行います。

地域・団体・企業の役割

- ・ボランティア、コミュニティ活動の推進を図ります。
- ・高齢者、障がい者などが参加できる地域活動の機会をつくり、安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・高齢者、障がい者などの雇用拡大や雇用及び活動機会の創出を図ります。

行政の役割

- ・福祉教育や啓発及び情報の発信に努めます。
- ・社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉の充実を図ります。
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

医療体制の充実

【現状と課題】

佐賀県西部保健医療圏の中核となる伊万里有田共立病院を中心に救急医療体制の拡充、大規模災害発生時における「災害拠点病院」と医療機関との連携協力体制の構築を図り、災害医療体制の充実を図る必要があります。また、地域医療連携に活用できる医療情報システム等の充実など、住民に良質な医療を提供する医療体制の構築を進めることが重要になっています。

町民が身近なところで継続的に診療や療養が受けられるよう、伊万里有田共立病院と地域医療機関が機能分担を図り、**かかりつけ医**による在宅医療体制を確立する必要があります。

少子高齢化の進行、核家族化、**老老介護**や疾病構造の変化などにより、高齢者などとその家族の抱える問題は、大変に複雑・多様化しているため、医療・保健・福祉・介護の各分野が総合的かつ継続的にサービスを提供していくことが必要になっています。このため、各分野の連携を強化することにより、地域包括ケアシステムを確立することが重要な課題となっています。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 伊万里有田共立病院における医療機能の充実 [主な担当課：健康福祉課]

(1) 救急体制及び医療情報の拡充

地域の公的な中核病院として、救急医療への対応はもとより、地域住民へより質の高い医療サービスを提供するために、診療設備及び機能の充実のための支援を行います。

2 災害医療体制の充実 [主な担当課：総務課、健康福祉課]

地域防災計画との連動構築を図ります。

(1) 連携協力体制の構築

想定される状況や必要な医療教護活動の整理

災害後の状況変化に応じた関係機関の役割の明確化

地域の実情を踏まえた具体的な医療体制の構築

3 地域医療機関との機能分担と連携 [主な担当課：健康福祉課]

医療機関相互の連携を強化し、救急・休日・夜間を含めた地域医療体制の充実に努めます。

(1) 医療連携の強化

地域医療従事者の資質向上を目的にした研修

高額医療機器・入院ベッドなど共同利用の推進

(2) 医療情報の共有化

医療情報システムの拡充

患者情報の共有化

(3) かかりつけ医の普及、啓発

広報などによる啓発

往診体制の整備

(4) 医療相談体制の充実

医療相談室の設置
医療・保健・福祉相談窓口の連携

4 医療情報の発信 [主な担当課：健康福祉課]

(1) 広報活動の充実

伊万里有田共立病院によるホームページの充実と広報誌作成

Dr マップ作成

医療介護施設マップ作成

5 福祉・介護との連携 [主な担当課：健康福祉課]

(1) 医療と介護の連携推進

地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療と在宅介護の連携を推進します。

在宅医療介護連携に関する相談支援

地域住民への普及啓発

医療介護関係者の情報共有

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・ かかりつけ医を持つよう努めます。
- ・ 広報やインターネット情報等に目を通し医療情報の把握に努めます。

地域民間医療機関の役割

- ・ 安全で質の高い医療を提供します。
- ・ 紹介による往診体制を整備します。

行政の役割

- ・ 診療体制の充実支援に努めます。
- ・ 救急・休日・夜間の医療体制の充実を図ります。
- ・ 地域医療機関との連携を強化します。
- ・ 災害時の地域防災計画との連動構築を図ります。
- ・ 在宅での医療と介護の連携を強化します。

少子化対策と子育て支援の充実

【現状と課題】

人口は年々減少しており、少子、高齢化の傾向が高まっています。一方、世帯数は増加しており、一家族ごとの人数は減少傾向にあります。

核家族化が進む中で地域の連帯感が希薄になりつつあり、子育て世代の悩みや不安の増加、社会的孤立が生じています。そのことから育児放棄や虐待など様々な問題が心配されます。

少子化の進行により労働力人口の減少や経済規模の縮小など、社会経済全体に極めて深刻な影響をもたらすことも懸念されます。

少子化対策の一端として、若い世代が結婚できる環境づくりを行う必要があります。

保育サービスの充実など、仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要です。

子育ての悩み等への相談体制や交流の場の整備など、住民が相互に支えあう、地域ぐるみの子育て支援体制づくりが必要です。

子どもの健やかな成長や、子育て世代の経済的不安の軽減等を図るため、福祉、保健、医療、教育など様々な分野が連携して、子育てしやすいまちづくりを目指すことが重要です。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 若い世代が結婚できる環境づくり

[主な担当課：まちづくり課]

(1) 結婚活動の支援

独身男女の出会いの機会を拡大するための支援・環境づくりに努めます。

若者同窓会の開催支援

若者自ら出会いの場の企画・運営

2 安心して妊娠・出産ができる環境づくりと子どもの健康づくり

[主な担当課：健康福祉課]

(1) 小児保健医療の充実

小児医療の充実

夜間救急医療体制の整備

(2) 子どもや母親の健康の確保

妊婦健康診査事業の充実

乳児家庭全戸訪問の実施

赤ちゃん訪問事業の充実

歯科保健事業の充実

(3) 食育の推進

保育所・認定こども園における食育の推進

小中学校における食育の推進

関係機関との連携

(4) 思春期保健対策の充実

命や性に関する健康教育の推進

中学生、高校生への意識教育

3 地域で支える子育て支援の充実

[主な担当課：住民環境課、健康福祉課]

(1) 交流や相談の場及び情報提供の充実

子育てについての相談体制の強化や情報の提供、及び地域の子どもや保護者が集える環境の整備、また、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

子育てサロンやつどいの広場、**子育て支援センター**の充実

相談体制の充実

外国から居住する母親・父親への支援

子育てに関する情報の提供

(2) 子どもを見守るネットワークづくり

いじめ、不登校問題、虐待など、多様化・複雑化する子どもを取り巻く問題に対応するため啓発活動を充実させ、児童相談所・教育機関・警察・ボランティア団体など関係機関及び地域住民との連携を図り、子どもの安全確保に努めます。

家庭力を高めるための意識改革

各種団体と地域住民が一体となったネットワークの構築

4 仕事と子育ての両立支援

[主な担当課：住民環境課]

(1) 保育サービスの充実

保護者の多様な保育ニーズに即した保育サービスや放課後児童クラブなどの充実に努めます。

延長保育事業の充実

一時保育事業の充実

休日保育事業の充実

病後児保育事業の充実

障がい児保育事業の充実

放課後こども総合プランの充実

(2) 男女共同参画社会の推進

男女が共に積極的に子育てに参画し義務と責任を分かち合う、男女共同参画社会づくりを推進します。

5 安心・安全な環境の整備

[主な担当課：住民環境課]

子どもの集える安心・安全な環境を提供することで、異なる年齢間の子ども同士の遊びや交流、様々な体験学習や社会参加活動を通じて、子どもが豊かな心を育める環境づくりを推進し、これらの活動を応援するボランティアや地域組織の活動を支援します。

(1) 公園や施設、遊び場の整備

親子で楽しめるのはもちろん、安らいだ雰囲気になれる憩いの場として、地域のだれもが喜んで利用できるよう施設の充実を図ります。

(2) 保育所の整備

安心・安全な保育環境を整え、健やかに育むことができる保育所運営に努めます。

(3) 保育士や学童支援員確保対策への取り組みの充実

共働き世帯の増加等に伴い増大する、保育ニーズへ対応できるよう、保育士や学童支援員の確保に取り組みます。

6 生活基盤の支援

[主な担当課：住民環境課、健康福祉課]

(1) 保育料や子ども医療費など経済的負担の軽減

自治体基準による保育料の軽減や子ども医療費助成、インフルエンザ予防接種費助成、奨学資金と育英事業の充実などを実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

(2) ひとり親家庭への自立支援

母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給などの経済的支援とともに保育や放課後児童対策など、母親や父親が安心して働ける環境づくりや相談体制の充実、母子(父子)家庭の交流を促進し、育児不安の解消と相互の協力体制づくりに努めます。

[主な成果の目標指標]

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
延長保育を提供する保育施設	箇所	8	8	8
一時保育を提供する保育施設	箇所	8	8	8
休日保育を提供する保育施設	箇所	1	1	1
病後児保育を提供する保育施設	箇所	1	2	2

障がい児保育を提供する保育施設	箇所	8	8	8
子育て支援センター設置	件	0	1	1

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・子どもとのスキンシップ（触れ合い等）やコミュニケーションを通して、明るい家庭を築きます。
- ・子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めます。
- ・家族で協力して子育てを進めます。

地域・団体・企業の役割

- ・子どもたちが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援します。
- ・さまざまな団体活動を通して、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすよう支援します。
- ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した、働きやすい職場環境をつくるよう努めます。
- ・育児休業取得促進など、事業所全体で子育て家庭を応援する体制づくりに努めます。

行政の役割

- ・保育士や学童支援員の確保など、環境整備に努めるとともに、子育て世帯の生活基盤の確立を支援します。
- ・関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。